

予防接種に関する基本的な計画（平成 26 年厚生労働省告示第 121 号）
における記載内容及びこれまでの取組状況（予防接種に要する費用に関する事項）

1. 「予防接種に関する基本的な計画」記載事項

第四 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

一 予防接種に要する費用

予防接種に要する費用については、その多くが公費により負担されている。そのため、国、地方公共団体その他関係者が連携しながら、ワクチンに関する価格調査の実施、公平で透明性の高い価格決定プロセス及び接種に要する医学的管理の費用水準の検討等を行い、その結果について国民及び関係者に情報提供する取組が必要である。

また、可能な限り少ない費用で望ましい効果が得られるよう、ワクチン価格の低廉化等に向けて関係者が努力することが必要である。

2. 現在の取組

○ワクチン価格調査の実施

- ・ 平成 24 年度における全国の医療機関におけるワクチン購入価格を調査し、第 7 回予防接種基本方針部会（平成 25 年 11 月 18 日開催）に調査結果を報告。
- ・ 平成 29 年度における全国の医療機関におけるワクチン購入価格を調査し、調査結果について本部会に報告。

○予防接種費委託単価等調査

- ・ 平成 24 年度における市町村と医療機関の予防接種費委託単価を調査し、第 7 回予防接種基本方針部会（平成 25 年 11 月 18 日開催）に調査結果を報告。